

教員免許事務講習会 資料

1. 変更届様式について

通常の変更届については、様式が3パターン生じる

- ・令和4(2022)年度以降入学生<新基準・新法新規則>様式(幼小中高のみ変更)
- ・令和元(2019)～令和3(2021)年度入学生<旧基準・新法旧規則>様式
- ・平成30(2018)年度以前入学生<旧法>様式

⇒[変更届等の届出要領及び提出書類の様式等について](#)

2. 令和4年度開設用手引きからの記載上の変更点

- (1) 新旧対照表「変更内容等欄」の表記内容の変更(107頁)
「別の専任教員へ変更」⇒「専任教員変更」
- (2) 新旧対照表「変更内容等欄」の表記内容の追加(107頁)
「共通開設に関する変更」
「連携開設科目〇〇大学」

3. ICT事項科目の変更届

- (1) 届出要領
手引きに記載はなく、昨年[8月27日付事務連絡](#)のみ。
- (2) 様式
昨年8月27日付事務連絡添付の[エクセルファイル](#)
- (3) Q&A
昨年11月2日付けの事務連絡([教育職員免許法施行規則及び課程認定基準等の改正に関する質問回答集](#))で示された(以降追加なし)。
- (4) 小中高の令和元(2019)～令和3(2021)年度入学生に対してICT事項科目を修得させる場合の対応<通常の変更届にて対応>
小中高の令和元(2019)～令和3(2021)年度入学生に対して従来の「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用含む。)」の修得をやめ、令和4(2022)年度以降は「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の修得に切り替える場合(つまり、令和4(2022)年度以降入学生と同一のカリキュラムにする)は、「令和4(2022)年度以降入学生<新基準・新法新規則>様式(小中高のみ変更)」を使用して、通常の変更届にて変更。

4. 履修方法（経過措置）について ②

前頁のとおり経過措置はあるものの、ICT事項科目の新設の趣旨を踏まえ、学生にICT指導力を修得させることは有益であることから、在学生についても以下のケースをとることも考えられる。

①在学生在が、これから「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用含む。）」を修得する履修計画になっているが、改正後の新たなICT事項科目等を修得させたい

⇒改正後の「教育の方法及び技術」及び「ICT事項科目」を修得させることも可能

※変更届に「○年度入学者から適用」と記載し、令和4年度入学者と同内容を履修させる

②在學生は既に「教育方法及び技術（情報機器及び教材の活用含む。）」を修得しているが、改正後のICT事項科目の内容を修得させたい

⇒教職専門科目の選択科目や大学設定科目として、科目取得を促すことも考えられる

※在學生用の変更届を別葉で提出

☆教育職員免許法施行規則及び課程認定基準等の改正に関する質問回答集

No.20

Q

①説明会資料3のP15の2-4①の記載に対応する場合、在學生での変更届は旧課程の変更届様式・科目・必要事項にて提出することになると考えるがよろしいか。（必要事項が異なるため、在學生用と新入生用の2種類が必要となる）

②上記のとおりであれば、在學生用の変更届にて、「ICT事項科目」の新設科目を追加する場合、「教育の方法及び技術」に位置付けるべきか。

A

①在學生用カリキュラムと令和4年度入学者用カリキュラムで内容が異なると考えられるため、在學生にICT事項科目の開設を適用する場合は在學生用の変更届を提出してください。

②旧規則適用であればご認識のとおり。経過措置を適用せず、新規則に対応した科目として修得させるのであれば、新事項での記載でも構わない。

(5) 編入生に関する対応

①変更届は不要

3年次に編入する場合、出身短大において「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用含む。）」の単位を未修得の場合は改正後の「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活

用した教育の理論及び方法」の修得が必要となる。

その場合、同一の学年に2つのカリキュラムが存在することになる（再課程認定後の旧課程の学年への編入学や、教職実践演習創設時の総合演習が必修科目の学年に編入する場合の事例と同様。）。

これらの場合も改正後の科目の単位の修得が必要であったが、編入生は改正後の課程の届出を行った学年のカリキュラムを履修することなので、編入学した学年のカリキュラムが変更されるわけではないので編入学学年（2020年度入学生）の変更届は不要となる。

出身短大において「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用含む。）」の単位の修得している場合、編入先大学において免許法施行規則第10条の3に基づき、「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の単位認定をすれば、ICT事項科目の修得は不要。

☆教育職員免許法施行規則及び課程認定基準等の改正に関する質問回答集

No.49

Q 令和4年3月31日に、短期大学で中2種免を取得（所要資格を得た場合を含む。）した者が、令和4年4月1日に4年生大学の3年次（改正前の免許法施行規則が適用される学年）に編入学をし、免許法施行規則第10条の3を活用して同一教科の高1種免の免許を取得しようとする場合、短期大学で修得した改正前の免許法施行規則における「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に関する内容を、大学の判断で改正前の免許法施行規則における「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に関する内容とみなせば（認定すれば）、改めて改正後の免許法施行規則における「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容を修得する必要はないと理解して良いか。それとも、編入学をしたことにより、編入学後の大学で、改正後の免許法施行規則における「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容を修得する必要があるのか。その場合、短期大学において修得した改正前の免許法施行規則における「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を、編入学後の大学の判断により、改正後の免許法施行規則における「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」（又はどちらか一方）に関する内容としてみなす（認定する）ことは可能か。可能である場合、編入学時に編入学後の大学において、改正後の免許法施行規則における「教育の方法及び技術」や「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容が開設されていることが必要になるのか。（変更届を提出しているだけでなく、実際に開講されている必要があるのか。）改正前の免許法施行規則における「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」も同様か。

A

○事例では、既に令和3年3月31日までに改正前の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を修得済みであることから改正省令附則第2項の規定により短期大学において「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び

方法」とみなすことができる。

○また、免許法施行規則第10条の3の規定により、短期大学でみなされた上記2つの単位を大学の判断により貴学の同科目の単位としてみなすこともできる。なお、編入学の際に短期大学を卒業していることから当該学生については改正後の免許法施行規則が適用される。

○「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」も基本的に同様であるが（経過措置対象）、この場合は一種と二種で求められる修得単位数が異なることに留意。

授業科目が未開講であっても、学則等において開設科目として規定されていれば認定可能。

☆2009年度教員免許事務研修会（2009年9月12日開催）質問表

No.16

Q 短期大学で修得した教職実践演習の4年制大学編入時における単位認定について

平成22年度入学生が平成23年度に教職実践演習の単位を修得し、平成24年度に4年制大学に編入学した場合、平成24年度には4年制大学においてはまだ学年進行の関係上、教職実践演習は開講されておりませんが、学則上、教職実践演習が開設されているので認定が可能だと解しますが、いかがでしょうか？

A ご質問における「認定」が施行規則第10条の7第1項による「認定」を指しているのであれば、学則の規定の仕方により可能と考えられます。

施行規則第10条の7第1項は現行施行規則では第10条の3第3項